

令和4年第11回総会

# 山武市農業委員会会議録

令和4年11月4日 開会

令和4年11月4日 閉会

令和4年第11回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年11月4日（金）午後3時30分  
場 所 山武市役所 大会議室  
招 集 者 山武市農業委員会 会長 井 野 敬 一  
議 事 議案  
（1）農地法第3条の規定による許可申請について  
（2）農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請について  
（3）農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について  
（4）農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員（16名）

欠席委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員（19名）

出席事務局職員（4名）

- 
- ◎日 程
- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議事録署名人の指名について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- 日程第6 議案第4号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和4年11月4日 山武市農業委員会 会長 井野敬一

---

◎開 会

**議長** これから令和4年第11回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は16名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

欠席委員は議席番号7番、高野委員です。

日程第1、会期の決定並びに日程第2、議事録署名人の指名について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

**議長** 御異議ないものと認めます。会期は本日1日限りといたします。議事録署名人は、議席番号2番小山委員及び議席番号3番雲地委員を指名いたします。

---

◎議案第1号

**議長** 日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

事務局の概要説明が終わりました。

申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明を求めます。

申請番号1について、地区担当推進委員の椎名委員の説明を求めます。

椎名推進委員

地区担当推進委員の椎名です。

申請番号1番について御説明いたします。

譲渡人が規模縮小するために譲受人に売買で所有権を移転するものです。

譲受人に関しましては、耕作的にそんなに問題がある人ではなく、真面目にやっている方ですので、何ら問題はないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号17番、齊藤委員の補足説明を求めます。

齊藤委員

議席番号17番、齊藤です。

今、椎名推進委員さんから説明があったとおりでございます。地区としては何ら問題ないと思っております。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

どうかよろしく願いします。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第1号、申請番号1について許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたします。  
申請番号2について、地区担当推進委員の椎名委員の説明を求めます。

椎名推進委員 地区担当推進委員の椎名です。  
2番の申請について御説明いたします。  
所有権の移転ですが、譲渡人は畑の形が作りづらく、やりにくいということで近隣の方に話をしたところ、売買の話がまとまったそうです。  
何ら問題はないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 推進委員の説明が終わりました。  
当該地域の農業委員、議席番号17番、齊藤委員の補足説明を求めます。

齊藤委員 議席番号17番、齊藤です。  
今、椎名推進委員からの説明のとおりでございますが、申請番号1で譲受人、今、申請番号2で譲渡人ということになっておりますけれども、申請番号1で条件のいいところを求めて、申請番号2で書いてありますとおり、地形が悪く手放したということになります。地区としては何ら問題ないかと思っております。  
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  
どうかよろしく申し上げます。

議長 農業委員の補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。  
議案第1号、申請番号2について許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたします。

申請番号3については議席番号16番、小川委員に関する案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条において、農業委員会の委員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができないと規定されています。よって、同委員の退室を求めます。

(小川委員退室)

議長

再開いたします。

申請番号3について、地区担当推進委員の椎名委員の説明を求めます。

椎名推進委員

地区担当推進委員の椎名です。

3番について御説明いたします。

これは所有権の移転になります。譲渡人、譲受人にありますが、この方々の先代の代で農地を逆の立場で売り買いしたやつを今回買い戻したいという申請がありました。

譲受人に関しましては、何ら問題はないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号17番、齊藤委員の補足説明を求めます。

齊藤委員

議席番号17番、齊藤です。

今、地区担当の椎名推進委員さんから申しあげましたとおりでございます。地区としては何ら問題ないと思っております。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく願いいたします。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑終了いたします。採決いたします。

議案第1号申請番号3について許可することに御異議ない

方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたします。

小川委員に関する議事が終了いたしましたので、同委員の入室を許します。

(小川委員入室)

議長

申請番号4について、地区担当推進委員の川村委員の説明を求めます。

川村推進委員

地区担当推進委員の川村です。

申請番号4について説明いたします。

申請は畑の使用貸借でございます。譲渡人につきましては、水稻を中心に農業経営を行っております。現在、育苗ハウス等を拡大して、増築しております。今回、旧育苗ハウスを活用して、畑として耕作したいということでございます。そうしてくれば、貸す側の方はありがたいということでございますので、よろしく願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号12番、今関委員の補足説明を求めます。

今関委員

議席番号12番、今関です。

地元推進委員の川村さんの説明のとおりでございます、何ら問題ないと私も現地を見てまいりました。

なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく申し上げます。

議長

農業委員の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。

本件につきましては、新規就農者になります。使用貸借権に関わる問題もあるので、次の申請番号5及び6と同様の採決といたします。御異議ない方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は申請番号5及び6と同様の採決といたします。

申請番号5及び6は申請人が同じで同一地域の案件であります。お諮りいたします。申請番号5及び6を一括として審議することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。申請番号5及び6は一括審議といたします。

申請番号5及び6について、地区担当推進委員の伊藤委員の説明を求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

5と6について、説明いたします。5は使用貸借の設定、6は売買による所有権移転となっております。

5は特に問題ありませんが、6については現在ユンボの機械が一時的に仮置きされている状況です。できればその状態を解消していただいて、再度現地確認させてもらいたいと思います。

また、新規就農の就農計画についても全体的に今一度見直してから、もう一度審議すべきではないかと思えます。

よろしく願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号14番、藤田委員の補足説明を求めます。

藤田委員

議席番号14番、藤田です。

ただいまの説明のとおりでございまして、担当地域委員としても解消後、審議すべきと思います。



議長 農業委員の補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。  
現地の農地があまり芳しくない状況になっていること、就農計画を今一度見直すべきとの説明がありました。よって、議案第1号、申請番号5及び6については保留にし、来月以降の継続審議案件にしたいと思います。御異議ない方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は保留とすることにいたします。  
申請番号7について、地区担当推進委員の伊藤委員の説明を求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。  
この案件は親子の贈与による所有権移転で、息子へ譲り渡したいということで、問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議長 推進委員の説明が終わりました。  
当該地域の農業委員、議席番号14番藤田委員の補足説明を求めます。

藤田委員 議席番号14番、藤田です。  
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  
よろしくお願ひします。

議長 農業委員の補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。  
議案第1号、申請番号7について許可することに御異議な

い方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたします。

申請番号8について、地区担当推進委員の十川委員の説明を求めます。

十川推進委員

地区担当推進委員の十川です。

所有権移転の売買になります。先日、10月29日に高野委員と一緒に譲受人のほうに話を伺ってまいりました。相続で畑をもらったのですが譲りたいということで、譲受人が買うということで決定しました。

何ら問題はないと思います。

よろしく申し上げます。

議長

推進委員の説明が終わりました。

隣接地域の農業委員、議席番号4番、小川委員の補足説明を求めます。

小川委員

議席番号4番、小川でございます。

ただいま、十川推進委員が説明したとおりでございます。

よって、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく申し上げます。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第1号、申請番号8について、許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたします。

申請番号9及び10は隣接する案件でございます。お諮りし

ます。申請番号9及び10を一括して審議することに御異議ございませんか。

(異議なし)

**議長** 異議なしと認めます。申請番号9及び10は一括して審議することといたします。申請番号9及び10について、地区担当推進委員の小川委員の説明を求めます。

**小川推進委員** 地区担当推進委員の小川です。  
この案件は所有権移転の売買です。9、10は受渡人が市外居住で両方とも高齢の為、管理ができないということで、譲受人は規模拡大の為です。よろしく願いいたします。

**議長** 推進委員の説明が終わりました。  
当該地域の農業委員、議席番号10番、高宮委員の補足説明を求めます。

**高宮委員** 議席番号10、高宮です。  
小川推進委員の説明のとおりでございます。  
権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  
よろしく願いいたします。

**議長** 農業委員の補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長** 質疑を終了いたします。採決いたします。  
議案第1号、申請番号9及び10について許可することに御異議ない方は挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件は許可することに決定いたします。  
申請番号11について、地区担当推進委員の鈴木委員の説明を求めます。

鈴木推進委員

地区担当推進委員の鈴木です。

売買による所有権移転でございます。譲受人におきましては、地元で植木、造園及び農業を、主に水稻を多角経営しております。

譲渡人の土地を今年から譲受人さんが耕作を始めまして、譲渡人さんのほうから買ってこないかという話をいただいたそうで、今回、こういう話の運びになっております。

何ら問題はないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号8番、増田委員の補足説明をお願いいたします。

増田委員

議席番号8番、増田です。

ただいま、鈴木推進委員さんの説明がありましたとおりでございます。私も現地確認に行つてまいりましたが、何ら問題はないと思っております。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく申し上げます。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第1号、申請番号11について許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたします。

申請番号12、13及び14は関連する案件でございます。お諮りいたします。申請番号12、13及び14は一括して審議することに御異議ございませんか。

(異議なし)

**議長** 異議なしと認めます。申請番号12、13及び14は一括して審議することといたします。申請番号12、13及び14について、地区担当推進委員の高橋委員の説明を求めます。

**高橋推進委員** 地区担当推進委員の高橋です。  
12番は所有権移転、贈与であります。譲受人、譲渡人は親子の関係で全然問題ありません。  
申請番号13について、これは所有権移転、売買であります。譲渡人は八千代市に住んでいて、経営規模縮小の為、譲受人は規模拡大の為、所有権移転の売買です。  
14番は使用貸借権で同じく八千代市に住んでいますので、規模縮小と、譲受人は規模拡大の為、何ら問題ありません。よろしく申し上げます。

**議長** 推進委員の説明が終わりました。  
当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員の補足説明を求めます。

**小山委員** 議席番号2番、小山です。  
ただいま、高橋推進委員さんの説明のとおり、何ら問題ありません。  
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  
よろしく申し上げます。

**議長** 農業委員の補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長** 質疑を終了いたします。採決いたします。  
議案第1号、申請番号の12、13及び14について許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件は許可することに決定いたします。

---

◎議案第2号

議長 日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請についてを議題といたします。議案第2号について、事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の概要説明が終わりました。地区担当推進委員の山下委員の説明を求めます。

山下推進委員 地区担当推進委員の山下です。農地法第5条の計画変更承認申請書の件については事務局の説明どおりです。

大分前の申請をそのままになってしまいました。新たに今回、承継者が現れたということです。こちらのお二人方の縁故関係は全くありません。

それから、33ページ、農地法第5条の規定による許可申請、転用を伴う所有権移転なんですけれども、こちら、譲受人の方はこちらの住宅を建てるところから5分ぐらいのところに、今、借家に奥さんや子供さんと一緒に住んでおります。また、有機農業を一生懸命やっていて、隣接する富里市にかなり土地を借りて、一生懸命やっております。

こちらの土地なんですけれども、先ほど農業委員さんたちと一緒に現地確認してきましたが、家庭菜園等できれいに管理されていて全く問題ありません。よろしくお願ひします。

議長 推進委員の説明が終わりました。続きまして、現地調査員の石橋委員の報告を求めます。

石橋委員 議席番号15番の石橋です。

本日、現地確認してまいりました。ただいまの山下推進委員さんの御説明のとおりです。本件は第1種農地への専用住宅の建築であり、原則として不許可になる案件です。

しかし、住宅が周囲の集落に接続して設置される場合は許

可し得るという例外規定に該当しますので、許可相当と思われ  
れます。

よろしく申し上げます。

議長

現地調査員の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。  
本件については許可相当として意見を付すことに御異議な  
い方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決  
定いたします。

---

◎議案第3号

議長

日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申  
請に関する意見についてを議題といたします。  
議案第3号の申請番号1について、事務局から申請概要の  
説明を求めます。

(事務局説明)

議長

事務局の概要説明が終わりました。  
地区担当推進委員の小川委員から説明を求めます。

小川推進委員

地区担当推進委員の小川です。  
今、説明が事務局からあったとおりですので、今日、現地  
確認してきました。何ら問題ないと思っておりますので、よろしく  
お願いいたします。

議長

地区担当推進委員の説明が終わりました。  
続きまして、現地調査員の石橋委員から報告を求めます。

石橋委員

議席番号15番の石橋です。

現地確認してきました。ただいま、小川推進委員さんの御説明のとおりです。

一時的な利用であることから、農地法第5条第2項及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われる。よろしく申し上げます。

議長

現地調査員の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第3号の申請番号1は許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたします。

議案第3号、申請番号2について事務局から申請概要の説明を求めます。

(事務局説明)

議長

事務局の概要説明が終わりました。

地区担当推進委員の堀越委員から説明を求めます。

堀越推進委員

推進委員の堀越でございます。番号2について説明いたします。今、ご説明のあったとおりでございます。

先ほど現地確認した結果、まさに畑としては見る影もない状況でした。ススキや灌木類が生い茂っており、隣接地に関しても非常に荒れた状態です。太陽光にしたいという計画ではありますが、現在の状況を改善するという意味合いからも地元としては非常にありがたく、また、許可されたのちには保全もしっかりやっていただきたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。



議長 地区担当推進委員の説明が終わりました。  
続きまして、現地調査員の藤田委員から報告を求めます。

藤田委員 議席番号14番の藤田です。  
ただいまの説明のとおりでございまして、本件は第2種農地への太陽光発電設備の建設であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われま  
すが、したがって許可相当と思われま  
す。  
よろしく申し上げます。

議長 現地調査員の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。  
議案第3号の申請番号2は許可相当として意見を付すこと  
に御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決  
定をいたします。  
議案第3号の申請番号3について事務局から申請概要の説  
明を求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の概要説明が終わりました。  
地区担当推進委員の伊藤委員からの説明を求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。  
この案件は専用住宅の土地取得です。現状は荒地でござい  
まして、私の知る限りでは40年以上に渡り農地として使われ  
たところを見たことはございません。現在の荒れている状態  
にしているよりはいいと思いますので、よろしく願いいた  
します。

議長 地区担当推進委員の説明が終わりました。  
続きまして、現地調査員の藤田委員から報告を求めます。

藤田委員 議席番号14番の藤田です。  
ただいまの説明のとおりでございまして、本件は第1種農地への専用住宅の建築であり、原則として不許可になる案件です。しかし、住宅が周辺の集落に接続して設置される場合は許可し得るといふ例外規定に該当します。許可相当と思われます。  
よろしく申し上げます。

議長 現地調査員の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。  
議案第3号、申請番号3は許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたします。

---

#### ◎議案第4号

議長 日程第6、議案第4号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。  
お諮りいたします。この議案は一括審議することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。この議案は一括審議といたします。  
事務局に議案の説明を求めます。

(事務局説明)

**議長** 事務局の議案の説明が終わりました。  
番号ごとに推進委員の説明を求めます。  
番号1について、地区担当推進委員の十川委員に説明を求めます。

**十川推進委員** 地区担当推進委員の十川です。  
番号1番、更新です。  
現在、露地野菜で大和芋を中心に大きく経営しております。  
また、これからは少し落花生やニンジン栽培をいこうかと考えているそうです。  
何も問題はないと思います。よろしくお願ひします。

**議長** 番号2について、地区担当推進委員の山下委員に説明を求めます。

**山下推進委員** 地区担当推進委員の山下です。  
番号2について説明します。更新です。  
こちらは現在、親豚、子豚を合わせて2,000頭強で飼育をしております。また、会社のほうなんですが、父親から息子に事業を継承しており、これからも規模拡大を図っていきたいという心強い言葉をいただきました。  
何もございませんので、よろしくお願ひします。

**議長** 番号3について、地区担当推進委員の川村委員の説明を求めます。

**川村推進委員** 地区担当推進委員の川村です。  
番号3について説明いたします。今回更新でございます。  
家族全員、4人で露地野菜と水稻を経営しております。ネギのセル苗化を増やして、労力も兼任し、夏ネギの土壌消毒の機械化をして、秋冬ネギの作業と両立することでやっていきたいということでございます。  
よろしくお願ひいたします。

**議長** 番号4について、地区担当推進委員の今関委員に説明を求めます。

**今関推進委員** 地区担当推進委員の今関です。  
番号4番について説明をします。更新でございます。  
水稻とネギを家族4人で行っております。水稻におきましてはコンバインの大型化、乾燥施設の更新により、さらに面積拡大を目指しているところです。よろしくお願ひします。

**議長** 番号5、6及び7について、地区担当推進委員の高宮委員に説明を求めます。

**高宮推進委員** 地区担当推進委員の高宮です。5番から7番について説明をします。

まず5番です。更新です。家族4人と雇用で花き、露地野菜との複合経営です。花きは栽培時期を見直して集約化を図り、定期的な病虫害防除、機械の更新等で秀品率向上を目指しています。

続きまして6番です。家族3人で花き、施設野菜の複合経営です。菊のほうではハウスの回転数を増やしまして生産量を確保し、経営の安定につなげていきます。ミニトマトには抵抗性品種の導入、病虫害防除の徹底による安定した収量の確保を目指しております。

続きまして7番です。更新です。家族と雇用で花きの単一経営です。ヒートポンプの導入台数を増やしまして暖房コストの低減を図り、老朽化した鉄骨ハウスの修繕をし、作業の効率化を図り、カトレアの切り花、鉢物の安定した経営を目指しております。

以上です。よろしくお願ひします。

**議長** 番号8について、地区担当推進委員の椎名委員の説明を求めます。

**椎名推進委員** 地区担当推進委員の椎名です。

8番について御説明いたします。更新です。

本人と奥様のお二人と、あと、雇用を増やしてこれからも頑張っていきたいということでありましたので、よろしくお願ひいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。質疑を許します。質疑ございますか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第4号、農業経営改善計画認定申請に関する意見について、原案のとおり承認することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

---

◎その他

議長 以上で本日予定いたしました議案の審議等は全て終了いたしました。

その他の件について、皆様から御意見等ございますか。

---

◎閉 会

議長 御意見がないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。

次回の総会は、12月5日月曜日、大会議室を予定しております。御参集のほど、よろしくお願いいたします。